р 令和元年度「福祉のまちづくり活動助成事業」実施要項

【目的】

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会福祉基金設置規程(以下、「規程」という。)第4条に定める基金による事業のうち、地域に暮らす人々がおたがいさんの心で共に助け合い、 支え合いながら、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向けて取り組む事業に 対し助成します。

【助成対象】

助成対象は、下記のとおりとします。

- 1. 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が推進する小地域福祉活動やボランティア活動に取り組む学区(地区)社会福祉協議会、単位民生委員児 童委員協議会
- 2. ボランティアグループおよびNPO、市民活動団体(新規立上げを含む)
- 3. 地域における公益的な取組を行う社会福祉法人
 - ※以下は助成対象外とします。
 - ①これまでに本助成を2回受けた団体
 - ②自治会(町内会)等地縁により結成された団体
 - ③自主防災組織

【助成対象事業】

市内において、住民のために取り組む福祉活動や地域における公益的な取組で、令和2 年3月31日までに完了するもので、かつ次に掲げる1から4の事業とします。

2回目の助成を受ける団体にあっては、既存の事業の充実、拡充や新たな取組について 優先的に助成します。

- 1. みんなを地域の中で大切にする意識づくり
 - (例) 地域の福祉課題をテーマとし、福祉活動に取り組むための学習会等開催事業
 - (例) 福祉課題や福祉活動に関する啓発事業
- 2. みんなで孤立を見逃さないつながりづくり
 - (例) 引きこもりがちな高齢者や障害者、子ども・若者等が外出する機会をつくり、地域住民と交流を図る事業
 - (例) 災害弱者を支援するためのネットワークや支援のための訓練
- 3. みんなが安心できる居場所づくり
 - (例) 子ども同士や保護者同士または同じ悩みを持つ人たちが交流し、つながりの場を つくる子育て支援事業
 - (例) 空き家や古民家等の活用による、多様な住民のつながりをつくる事業

- 4. みんなが担い手 みんなが参加するしくみづくり
 - (例) 一人で外出することが困難な高齢者に対する買い物等の支援をする事業
 - (例) 生活しづらい方等への生活支援活動を行う事業

【対象とならない事業】

- (1) 既に着工および完了している事業
- (2) 本会が実施する他の助成金を受けて取り組む事業
- (3) 営利目的や公序良俗に反するもの、宗教的・政治的活動

【対象となる経費】

事業に要する経費のうち、次の各号に揚げる経費について助成の対象とします。

- (1) 消耗品費:事業に直接要する文房具等の消耗品、什器等の購入費
- (2) 印刷製本費:事業に必要な書類、資料などの印刷および製本代
- (3) 通信運搬費:電話等の使用料、切手・ハガキ代など通信・運搬にかかる費用
- (4) 諸 謝 金:外部講師等に対する謝金(団体構成員に対するものは除きます。また、 謝金の上限は5万円までとします。)
- (5) 賃 借 料:事業に必要な器具、備品および会場等の賃料
- (6) 会 議 費:会議時における茶菓子代
- (7) 旅費交通費:事業に係る団体構成員・講師等の旅費及び交通費(旅費交通費の上限は 3万円までとします。)
- (8) 研修費:団体構成員に対する研修に直接要した費用
- (9) 備 品 費:事業に直接必要な備品の購入費

【対象とならない経費】

事業に要する経費のうち、次のものは助成の対象としません。

- (1) 自治会館等で福祉活動以外の目的でも使える備品:テレビ・長机(高低)・イス(高低)・掃除機・パソコン・プリンター・プロジェクター・音響機器・ガスコンロ等
- (2) 自治会館等建物の付属設備:保管庫(倉庫)・エアコン・網戸・畳・流し台等
- (3) 食事等にかかる飲食費
- (4) 景品などのうち、商品券や金券等金銭と同様と見なされるもの。また、1件あたりの 額が高価なものに係る費用
- (5) その他、事業に直接要しないとみなされる費用
 - ※自治会館「等」とは、自治会(町内会)等が所有する建物。また、所有していない場合にあっても拠点として活用する建物(例:「集会所」「公民館」「会議所」「草の根ハウス」等)のことを言います。

【申請手続】

助成金を受けようとする団体は「福祉のまちづくり活動助成金交付申請書」(様式第1号) に関係書類を添えて、市社協会長が指定する期日までに提出してください。

- (注1) 事業予算書を別途作成している場合は、上記の対象経費を明示してください。
- (注2) 申請受付時に内容等の聴取を行いますので、ご準備をお願いします。また、来会前にあらかじめご連絡をいただければ幸いです。

申請期間 今和元年6月14日(金)から平令和元年7月5日(金)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(但し、土・日曜日を除きます。)

【助成の審査・決定】

申請内容を基に厳正に審査し、適当と認められたときは、予算の範囲内で助成事業を決定します。審査の結果は、7月下旬に郵送により通知します。

※申請内容等により、不採用または減額となる場合もありますのでご了承ください。

【助成金の金額】

事業の規模に応じて、20万円を限度に助成対象経費相当額とし、1,000円未満の 端数は切り捨てることとします。

- (1) ひとつの学区(地区)域の範囲で実施する事業は、10万円を限度とします。
 - 例) 単一の自治会域や複数の自治会域の範囲で取り組む事業
- (2) 2以上の学区(地区)域にまたがる範囲で実施する事業は、20万円を限度とします 例)概ね小学校区や中学校区、市内全域の範囲で取り組む事業
- ※学区(地区)の範囲とは、学区(地区)社協の活動区域とする。

【助成金の交付】

助成金は、助成金交付決定通知を行った後「福祉のまちづくり活動助成金交付請求書」(様式第3号)の提出を受けて交付しますので、速やかに提出してください。

指定の金融機関口座に助成金を振り込みます。

【事業の変更】

申請または交付決定した事業内容を変更しようとするとき、または中止もしくは廃止しようとするときは、「福祉のまちづくり活動助成金事業(変更・中止・廃止)申請書」(様式第4号)を市社協会長へ提出し、承認を得てください。

【事業の執行】

事業は、必ず交付決定通知後に実施してください。決定通知前の事業執行は対象となりません。

【助成金の返還】

助成決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金の 全額または一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき。
- (2) 対象外経費に助成金が使われていたとき。
- (3) 事業報告が申請内容と異なっていたとき。
- (4) その他、当該要項に違反したとき。

【実績報告】

報告にあたっては事業完了後もしくは年度終了後、本会が指定する期日までに「福祉のまちづくり活動助成金事業実績報告書」(様式第5号)、「福祉のまちづくり活動助成金事業報告書」、「福祉のまちづくり活動助成金事業収支決算書」および関係書類を提出してください。

〈提出書類〉

- 1. 福祉のまちづくり活動助成金事業実績報告書(様式第5号)
- 2. 福祉のまちづくり活動助成金 事業報告書
- 3. 福祉のまちづくり活動助成金 事業収支決算書
- 4. 事業の様子を記録した画像や写真(広報紙等に掲載可能なものをお願いします。)
- 5. 助成事業であることをPRしたチラシ、広報紙等

【その他】

報告時に提出いただいた画像または写真につきましては、市社協広報紙「社協ひこね」 およびフェイスブック、ツイッターに掲載させていただく場合がありますので、あらかじ めご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域づくりボランティアセンター

〒522-0041 彦根市平田町670

TEL: 22-2821 FAX: 22-2841